

簡易公募型に準じた競争入札方式（総合評価落札方式（簡易型））に係る手続開始の公示

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

平成22年10月12日

支出負担行為担当官

沖縄総合事務局開発建設部長 浦辺 信一

1. 業務概要

- (1) 業務名 平成22年度 水文観測データ高度照査業務（電子入札対象案件）
- (2) 業務内容 本業務は、水文観測データ（雨量、水位、流量）の品質を確保するため、観測データの高度照査を行うとともに、沖縄総合事務局が設置する検討会による観測データの審議に係わる資料作成等を行うものである。

主な業務内容は以下のとおりである。

- ・資料の収集整理
 - ・データ照査の実施
 - ・水文観測検討会の資料作成等
- (3) 履行期間 契約締結の翌日～平成23年3月31日
 - (4) 本業務は、入札前に業務計画等に関する技術提案を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。
 - (5) 本業務は提出資料、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。
 - (6) 本業務は「低価格受注業務がある場合における予定管理技術者の手持ち業務量の制限等」の試行業務である。
 - (7) 本業務は低入札により受注した場合、当該業務については、表彰の対象としない試行業務である。

2. 指名されるために必要な要件

入札参加者は、2-1に掲げる資格を満たしている単体企業又は2-2に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

2-1. 単体企業

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第98条において準用する第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 沖縄総合事務局における平成21・22年度土木関係建設コンサルタント業務

- に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けている又は申請中であること。
- (3) 参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、沖縄総合事務局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。
 - (4) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄総合事務局発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

2-2. 設計共同体

- (1) 2-1. に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」(平成22年10月12日付け内閣府沖縄総合事務局開発建設部長公示)に示すところにより沖縄総合事務局開発建設部長から建設コンサルタント業務に係る設計共同体としての競争参加資格者の資格(以下「設計共同体としての資格」という。)の認定を受けている者であること。

2-3. 入札参加者間の公平性

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規程に抵触するものではないことに留意すること。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更生会社または更生手続が存続中の会社である場合は除く。

- ①親会社と子会社の関係にある場合
- ②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし①については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

- ①一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ②一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

(3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

2-4. 入札参加者を選定するための基準

建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、同種又は類似業務の実績並びに配置予定の技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

2-5. 参加表明書に関する要件

- (1) 参加表明書の提出者に対する要件

① 同種又は類似業務の実績

下記に示される同種又は類似業務について、平成12年度以降平成21年度までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）において1件以上の実績を有さなければならない。

- ・同種業務：水文観測業務規程に基づく水文観測データの照査（高度照査）に関する業務。
- ・類似業務：水文観測業務規程に基づく水文観測データの照査（標準照査）に関する業務。

なお、設計共同体の場合は構成員の全ての者が1件以上の実績を有すること。

※業務実績の記載に当たっては、照査が水文観測業務規程（平成14年4月22日事務次官通達）に基づくものであることが判断できるように記載すること。

② 実績として挙げた個々の業務成績が60点以上であること。ただし、「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成20年9月26日付け国官技第126号）又は、「沖縄総合事務局開発建設部（営業事業及び港湾・空港関連を除く。）業務委託等成績評定要領（平成20年9月30日付け府開技術第130号に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。

なお、設計共同体の場合は構成員の全ての者が1件以上の実績を有すること。

③ 平成20年度から21年度末までに完了した業務のうち、国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部発注業務（営繕事業及び港湾・空港関係を除く）の平均業務成績が2年連続で60点未満でないこと。ただし、100万円以上の国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部発注業務の実績がない場合は、この限りではない。

④ 業務実施体制

業務の主たる部分を再委託するものでないこと。

業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。また、設計共同体の場合に、業務の分担構成が必要以上に細分化されていないこと。

(2) 配置予定技術者に対する要件

外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との旧建設大臣認定（建設経済局建設振興課）または国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課又は建設市場整備課）を受けている必要がある。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名を受けるためには指名通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

指名通知の日は平22年10月29日（金）を予定する。

① 予定管理技術者

予定管理技術者については下記のア)、ウ)、エ)、カ)に示す条件を満たす者であり、イ)の実績を有する者であることとする。

ア) 下記のいずれかの資格を有する者

[1] 技術士(総合技術監理部門又は建設部門)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

[2] R C C M (河川、砂防及び海岸・海洋部門)の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

イ) 下記のいずれかの実績を有する者。

[1] 平成12年度から21年度までに完了した業務のうち、以下に記載する「同種又は類似業務」において1件以上の実績を有する者。

・ 同種業務：水文観測業務規程に基づく水文観測データの照査（高度照査）に関する業務。

・ 類似業務：水文観測業務規程に基づく水文観測データの照査（標準照査）に関する業務。

※業務実績の記載に当たっては、照査が水文観測業務規程（平成14年4月22日事務次官通達）に基づくものであることが判断できるように記載すること。

[2] 同種又は類似業務に関する調査・計画業務の管理技術者の経験を有する者、もしくは高度な調査・検討業務をマネジメントした実務経験を有する者（※）。

（※）マネジメントした実務経験とは、以下のいずれかの者に相当する程度の経験をいう。

1) 建設コンサルタント登録規定（S52.4.15 付け建設省告示第717号）第3条の一に該当する「河川、砂防及び海岸・海洋部門」の技術管理者。

2) 地方建設局委託設計業務等調査検査事務処理要領（H11.4.1 付け建設省厚契第31号）第6に該当する総括調査員若しくは主任調査員。また、県、政令市において同等の調査職員として業務に従事した者も含む。

ウ) 平成22年10月22日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む）が4億円未満かつ10件未満である者、ただし、本業務において担当技術者を兼務する場合は、手持ち業務量（本業務及び特定後未契約のものを含む）が4億円未満かつ10件未満である者。手持ち業務とは、管理技術者、又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務。

平成22年10月22日現在での手持ち業務のうち、国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約

金額を4億円から2億円に、件数を10件から5件にするものとする。その上で、予定管理技術者が手持ち業務量の制限を満たすことが確認できない場合には、「競争契約入札心得について」（昭和38年4月22日付け建設省発厚第5号）第6条第9号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

また、本業務の履行期間中に予定管理技術者の手持ち業務量が契約金額で4億円、件数で10件（平成22年10月22日現在での手持ち業務に、国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部の所管に係る建設コンサルタント業務等で調査基準価格を下回る金額で落札したものがある場合には、契約金額で2億円、件数で5件）を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該管理技術者を、以下の[1]から[4]までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

[1]当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者

[2]当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者

[3]当該管理技術者と同等以上の業務成績平均点を有する者又は過去2年間の同種業務における業務成績平均点が60点以上である者

[4]手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者。

エ) 本業務の入札額が調査基準価格を下回る金額であった場合においては、予定管理技術者とは別に、以下の[1]から[4]までのすべての要件を満たす担当技術者を1名配置することとし、低入札価格調査時にその旨が確認できる書面を提出すること。その上で、すべての要件を満たす担当技術者を配置することが確認できない場合には、「競争契約入札心得について」（昭和38年4月22日付け建設省発厚第5号）第6条第9号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

[1]予定管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者

[2]予定管理技術者と同等の技術者資格を有する者

[3]予定管理技術者と同等以上の業務成績平均点を有する者又は過去2年間の同種業務における業務成績平均点が60点以上である者

[4]手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

オ) 平成20年度以降に完了した業務について、担当した国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部発注業務（営繕事業及び港湾・空港関係を除く）の平均業務成績が60点以上であること。

ただし、100万円以上の国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部発注業務の実績がない場合は、この限りではない。

- ②指名されるために必要な要件確認のため、添付を義務づけた技術資料等において、添付がなく、記載内容の確認できない場合は、書類不備により、指名されるために必要な要件の確認ができないとして失格とする。

3. 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び業務の実施方針に対する技術提案をもって入札をし、次の各要件に該当するもののうち下記(2)総合評価の方法によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は設計図書に基づき算出するものとする。
ただし、国の支払いの原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。
- ② 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。
- ③ 上記において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

(2) 総合評価の方法

① 評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

② 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{価格評価点} = (\text{価格評価点の配分点}) \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

なお、価格評価点の配分点は60点とする。

③ 技術評価点の算出方法

技術提案の内容に応じ、下記ア)、イ)の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。なお、技術評価点の満点は60点とする。

ア) 予定技術者の経験及び能力

イ) 実施方針等

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点 = (技術評価点の満点 (60点)) × (技術評価の得点合計 / 技術評価の配点合計)

④ 技術評価点における評価基準 ※詳細は入札説明書による

ア) 予定管理者技術者

- ・資格
- ・専門技術力
- ・情報収集力

イ) 実施方針等 (業務の理解度、実施手順等)

⑤ 総合評価は入札者の申込みに係る上記ア)、イ) により得られた技術評価点と当該入札者から求められる価格評価点の合計値 (評価値) をもって行う。

4. 入札手続等

(1) 担当部局

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1

沖縄総合事務局開発建設部管理課契約第一係

電話098-866-0031(内線2526)

FAX098-861-3654

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び交付方法

入札説明書は電子入札システムから入手するものとする。(ただし、紙入札方式の参加承諾を得た者には上記4.(1)にて交付する。)

交付期間:平成22年10月12日(火)~平成22年11月25日(木)

までのうち、閉庁日を除く毎日の9時00分~17時15分までとする。

(3) 参加表明書を提出できる者の範囲

参加表明書を提出する時において、上記2-1.(2)に掲げる一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けている者及び申請中の者とする。

(4) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

受領期限:平成22年10月22日(金)17時15分

ただし、紙入札方式による場合は、同日の17時15分

提出場所:紙入札方式による場合は上記4.(1)に同じ。

提出方法:電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る)。

(5) 技術提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

受領期限:平成22年11月12日(金)17時15分

ただし、紙入札方式による場合は同日の17時15分

提出場所:上記4.(1)に同じ。

提出方法：持参又は郵送により提出すること（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）。

(6) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、紙により沖縄総合事務局開発建設部管理課契約第一係に持参すること。

入札日時：電子入札システムによる場合の締め切りは平成22年11月25日（木）17時15分まで。

持参による場合の締め切りは平成22年11月25日（木）17時15分まで。

開札日時：平成22年11月26日（金）10時00分

開札場所：沖縄総合事務局開発建設部入札室

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金 免除。

②契約保証金 免除。

(3) 入札の無効

本公示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 手続きにおける交渉の有無 無。

(5) 契約書作成の要否 要。

なお、本業務において提出された技術提案について、提案内容として採用したもののについては契約特約事項として添付する。

(6) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4.(1)に同じ。

(7) 本案件は提出資料及び入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細については、入札説明書による。

(8) 詳細は入札説明書による。

6. Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Shinichi Urabe, Director of Development Construction Department, Okinawa General Bureau, Cabinet Office, Government of Japan.

- (2) Subject matter of the contract: FY2010 Advanced Verification of hydrological observation data services
- (3) Time limit to express interests by electronic bidding system : 17:15 12 October 2010
- (4) Time limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 17:15 25 October 2010
- (5) Bid Opening : 10:00 26 December 2010
- (6) Contact point for tender documentation: Development Construction Department, Okinawa General Bureau,
2-1-1 Omoromachi, Naha City, Okinawa Prefecture 900-0006 Japan.
TEL : 0 9 8 - 8 6 6 - 0 0 3 1
FAX : 0 9 8 - 8 6 1 - 3 6 5 4

競争参加者の資格に関する公示

「平成22年度 水文観測データ高度照査業務」に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成22年10月12日

沖縄総合事務局開発建設部長 浦辺 信一

◎ 調達機関番号007

◎ 所在地番号47

1. 業務概要

- 1) 業務名 平成22年度 水文観測データ高度照査業務
(電子入札対象案件)
- 2) 業務内容 本業務は、水文観測データ（雨量、水位、流量）の品質を確保するため、観測データの高度照査を行うとともに、沖縄総合事務局が設置する検討会による観測データの審議に係わる資料作成等を行うものである。
主な業務内容は以下のとおりである。
 - ・資料の収集整理
 - ・データ照査の実施
 - ・水文観測検討会の資料作成等
- 3) 履行期限 平成23年3月31日予定

2. 申請の時期

平成22年10月12日から平成22年10月20日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

なお、平成22年10月20日以降（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、参加表明書の提出時までには設計共同体としての資格の認定を受けていなければならない。

3. 申請の方法

1) 申請書の入手方法

「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）」（以下「申請書」という。）は、平成22年10月12日から沖縄総合事務局開発建設部管理課契約管理係において設計共同体としての資格を得ようとする者に交付する。

2) 申請書の提出方法

申請者は、申請書に「平成22年度 水文観測データ高度照査業務設計共同体協定書」（4.4）の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

提出場所：1) 〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1
沖縄総合事務局開発建設部管理課契約第一係
電話098-866-0031（内線）2526

- 3) 申請書等の作成に用いる言語
申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4. 設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」(平成20年10月17日付け内閣府沖縄総合事務局長公示。以下「平成20年10月17日付け公示」という。)6(測量・建設コンサルタント等業務)の(1)から(4)までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。

1) 組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 沖縄総合事務局における土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。
- (3) 沖縄総合事務局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止等を受けていないこと。
- (4) 平成20年10月17日付け公示5(測量・建設コンサルタント等業務)の①から⑤までに該当しない者であること。

2) 業務形態

- (1) 構成員の分担業務が、業務の内容により、「平成22年度 水文観測データ高度照査業務設計共同体協定書」において明らかであること。
- (2) (1)の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、「平成22年度 水文観測データ高度照査業務設計共同体協定書」において明らかであること。

3) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、「平成22年度 水文観測データ高度照査業務設計共同体協定書」において明らかであること。

4) 設計共同体の協定書

設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務における設計共同体の取扱いについて」(平成14年8月1日付け府開管理第593号)の別紙1に示された「〇〇設計共同体協定書」によるものであること。

5. 一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の扱い

4. 1) (2)の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も2及び3により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、4. 1) (2)の認定を受けていない構成員が4. 1) (2)の認定を受けることが必要である。また、この場合において、4. 1) (2)の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る参加表明書の提出時まで4. 1) (2)の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

6. 資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

7. 資格の有効期間

6. の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8. その他

- 1) 設計共同体の名称は、「平成22年度 水文観測データ高度照査業務△△・××設計共同体」とする。

様式－ 1

競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）

貴部局で行われる ○○○○業務に係る競争に参加する資格の審査を申請します。なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。
登録等を受けている事業

（会社名） _____

登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日
	第 号	年 月 日		第 号	年 月 日

（会社名） _____

登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日
	第 号	年 月 日		第 号	年 月 日

（会社名） _____

登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日
	第 号	年 月 日		第 号	年 月 日

平成●年●月●日

沖縄総合事務局開発建設部長 殿

共同体名 _____

（代表者） 住 所
商号又は名称
代表者氏名 印
担当者氏名：
電 話：
F A X：
（構成員） 住 所
商号又は名称
代表者氏名 印
（構成員） 住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

記載要領

登録事業名の記入にあたっては、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・コンサルタント等）の⑰の登録事業に限るものとする。

〇〇設計共同体協定書

(目的)

第 1 条 当設計共同体は、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。

- 一 〇〇発注に係る〇〇業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「〇〇業務」という。）
- 二 前号に附帯する業務

(名称)

第 2 条 当設計共同体は、〇〇設計共同体（以下「共同体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第 3 条 共同体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第 4 条 共同体は、平成 年 月 日に成立し、〇〇業務の委託契約の履行後〇ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 〇〇業務を委託することができなかつたときは、共同体は、前項の規定にかかわらず、当該〇〇業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第 5 条 共同体の構成員は、次のとおりとする。

- 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇株式会社
- 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇株式会社

(代表者の名称)

第 6 条 共同体は、〇〇株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第 7 条 共同体の代表者は、〇〇業務の履行に関し、共同体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって業務委託料（前払い金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

- 2 構成員は、成果物（契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。）等について、契約日以降著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 章及び第 3 章に規定する著作権の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、共同体の代表者である企業に委任するものとする。なお、共同体の解散後、共同体の代表者である企業が破産又は解散した場合には、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対しその他の構成員である企業が委任するものとする。

(分担業務)

第 8 条 各構成員の〇〇業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があつたときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

- 〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社
- 〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社

- 2 前項に規定する分担業務の価額（運営経費で定める。）については、別に定めると

ころによるものとする。

(運営委員会)

第9条 共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、〇〇業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、委託契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 共同体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員相互間の責任分担)

第14条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

- 2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。
- 3 前2項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。
- 4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する共同体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、共同体が〇〇業務を完了する日までは脱退することはできない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

- 2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後のかしに対する構成員の責任)

第18条 共同体が解散した後においても、当該業務につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めない事項)

第19条 この協定書に定めない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇設計共同体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇株式会社					
代表取締役	○	○	○	○	印
〇〇株式会社					
代表取締役	○	○	○	○	印

〇〇設計共同体協定書第8条に基づく協定書

〇〇発注に係る〇〇業務については、〇〇設計共同体協定書第8条の規定により、当共同体構成員が分担する業務の業務額を次のとおり定める。

記

分担業務額（消費税分及び地方消費税分を含む。）

〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社 〇〇円

〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社 〇〇円

〇〇設計株式会社外〇社は、上記のとおり分担業務を定めたのでその証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇設計共同体

代表者 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 印

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 印

簡易公募型に準じた競争入札方式（総合評価落札方式（簡易型））

入札説明書

沖縄総合事務局開発建設部の平成22年度水文観測データ高度照査業務に係る手続開始の公示に基づく指名競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする

※本業務は、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の業務である。

1. 手続開始の公示日 平成22年10月12日

2. 契約担当官等

支出負担行為担当官

沖縄総合事務局開発建設部長 浦辺 信一

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1

3. 業務の概要

(1) 業務名 平成22年度 水文観測データ高度照査業務

(電子入札対象案件)

(2) 業務の目的

本業務は、水文観測データ（雨量、水位、流量）の品質を確保するため、観測データの高度照査を行うとともに、沖縄総合事務局が設置する検討会による観測データの審議に係わる資料作成等を行うものである。

(3) 業務内容

- ・計画準備
- ・打合せ協議
- ・資料・収集整理
- ・データ照査の実施
- ・水文観測検討会の資料作成等

(4) 主たる部分

本業務における「主たる部分」は設計業務共通仕様書第1127条第1項に示す他に次のとおりとする。

- ・データ照査の実施
- ・水文観測検討会の資料作成等

(5) 再委託の禁止

本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

(6) 成果品

成果品は以下のとおりとする。

- ・平成22年度 水文観測データ高度照査業務報告書 1部

(7) 履行期間

履行期間は以下の通り予定している。

契約締結の翌日から平成23年3月31日まで

(8) 本業務は、入札前に業務計画等に関する技術提案を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。

(9) 電子入札

本業務は、資料（技術資料を除く）の提出等を電子入札システムにより行う対象業務である。

ただし、以下の点に留意すること。

- ・ 電子入札システムによる手続きは、同じICカードにて手続きを行うこと。ただし、使用していたICカードについて、ICカード発行機関のICカードの利用に関する規約上の失効事由が生じた場合又は有効期限の満了により開札までの間に使用することができなくなることが確実な場合においては、発注者の承諾を得た場合に限り、当該入札に関して入札権限のある他のICカードに変更することができる。
- ・ 当初により、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。
- ・ 電子入札システムによる手続きに入った後に、紙入札方式への途中変更は原則として認めないものとするが、応札者側に止むを得ない事情があり、全体入札手続に影響がないと発注者が認めた場合に限り、例外的に認めるものとする。
- ・ 以下、本説明書において、紙入札方式による場合の記述部分は、全て上記の発注者の承諾を前提として行われるものである。

(10) 本業務は「低価格受注業務がある場合における予定管理技術者の手持ち業務量の制限等」の試行業務である。

(11) 本業務は低入札により受注した場合、当該業務については表彰の対象としない試行業務である。

4. 指名されるために必要な要件

4-1. 単体企業

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第98条において準用する第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

- (2) 沖縄総合事務局における平成21・22年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている、又は申請中であること。
- (3) 参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に沖縄総合事務局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄総合事務局発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

4-2. 設計共同体

- (1) 4-1. に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成22年10月12日付け内閣府沖縄総合事務局開発建設部長公示）に示すところにより沖縄総合事務局開発建設部長から建設コンサルタント業務に係る設計共同体としての競争参加資格者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けている者であること。

4-3. 入札参加者間の公平性

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規程に抵触するものではないことに留意すること。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更生会社または更生手続が存続中の会社である場合は除く。

- ①親会社と子会社の関係にある場合
- ②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし①については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

- ①一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ②一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

(3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記（1）又は（2）同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

4-4. 参加表明書に関する要件

(1) 参加表明書の提出者に対する要件

① 同種又は類似業務の実績

下記に示される同種又は類似業務等について、平成12年度から21年度までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）において1件以上の実績を有さなければならない。

- ・同種業務：水文観測業務規程に基づく水文観測データの照査（高度照査）に関する業務。
- ・類似業務：水文観測業務規程に基づく水文観測データの照査（標準照査）に関する業務。

なお、設計共同体の場合は構成員の全ての者が1件以上の実績を有すること。

※業務実績の記載に当たっては、照査が水文観測業務規程（平成14年4月22日事務次官通達）に基づくものであることが判断できるように記載すること。

② 実績として挙げた個々の業務成績が60点以上であること。ただし、「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成20年9月26日付け国官技第126号）又は、「沖縄総合事務局開発建設部（営業事業及び港湾・空港関連を除く。）業務委託等成績評定要領（平成20年9月30日付け府開技術第130号に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。

なお、設計共同体の場合は構成員の全ての者が1件以上の実績を有すること。

③ 平成20年度から21年度までに完了した業務のうち、国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部発注業務（営繕事業及び港湾・空港関係を除く）の平均業務成績が2年連続で60点未満でないこと。

ただし、100万円以上の国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部発注業務の実績がない場合は、この限りではない。

④ 業務実施体制

業務の主たる部分を再委託するものでないこと。

業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。また、設計共同体の場合に業務の分担構成が必要以上に細分化されていないこと。

(2) 配置予定技術者に対する要件

外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との旧建設大臣認定（建設経済局建設振興課）または国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課又は建設市場整備課）を受けている必要がある。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名を受けるためには指名通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

い。

指名通知の日は平成22年10月29日（金）を予定する。

① 予定管理技術者

予定管理技術者については下記のア)、ウ)、エ)、オ) に示す条件を満たす者であり、イ) の実績を有する者であることとする。

ア) 下記のいずれかの資格を有する者

[1] 技術士(総合技術監理部門又は建設部門)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

[2] RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋部門)の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

イ) 下記のいずれかの実績を有する者。

[1] 平成12年度から21年度までに完了した業務のうち、以下に記載する「同種又は類似業務」において1件以上の実績を有する者。

・同種業務：水文観測業務規程に基づく水文観測データの照査(高度照査)に関する業務。

・類似業務：水文観測業務規程に基づく水文観測データの照査(標準照査)に関する業務。

なお、設計共同体の場合は構成員の全ての者が1件以上の実績を有すること。
※業務実績の記載に当たっては、照査が水文観測業務規程(平成14年4月22日事務次官通達)に基づくものであることが判断できるように記載すること。

[2] 同種又は類似業務に関する調査・計画業務の管理技術者の経験を有する者、もしくは高度な調査・検討業務をマネジメントした実務経験を有する者(※)。

(※) マネジメントした実務経験とは、以下のいずれかの者に相当する程度の経験をいう。

1) 建設コンサルタント登録規定(S52.4.15 付け建設省告示第717号)第3条の一に該当する「河川、砂防及び海岸・海洋部門」の技術管理者。

2) 地方建設局委託設計業務等調査検査事務処理要領(H11.4.1 付け建設省厚契第31号)第6に該当する総括調査員若しくは主任調査員。

また、県、政令市において同等の調査職員として業務に従事した者も含む。

ウ) 平成22年10月22日現在の手持ち業務量(本業務を含まず、特定後未契約のものを含む)が4億円未満かつ10件未満である者、ただし、本業務において担当技術者を兼務する場合は、手持ち業務量(本業務及び特定後未契約のものを含む)が4億円未満かつ10件未満である者。手持ち業務とは、管理技術者、又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務。

平成22年10月22日現在での手持ち業務のうち、国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を4億円から2億円に、件数を10件から5件にするものとする。その上で、予定管理技術者が手持ち業務量の制限を満たすことが確認できない場合には、「競争契約入札心得について」（昭和38年4月22日付け建設省発厚第5号）第6条第9号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

また、本業務の履行期間中に予定管理技術者の手持ち業務量が契約金額で4億円、件数で10件（平成22年10月22日現在での手持ち業務に、国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部の所管に係る建設コンサルタント業務等で調査基準価格を下回る金額で落札したものがあある場合には、契約金額で2億円、件数で5件）を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該管理技術者を、以下の[1]から[4]までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

[1]当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者

[2]当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者

[3]当該管理技術者と同等以上の業務成績平均点を有する者又は過去2年間の同種業務における業務成績平均点が60点以上である者

[4]手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者。

エ) 本業務の入札額が調査基準価格を下回る金額であった場合においては、予定管理技術者とは別に、以下の[1]から[4]までのすべての要件を満たす担当技術者を1名配置することにし、低入札価格調査時にその旨が確認できる書面を提出すること。その上で、すべての要件を満たす担当技術者を配置することが確認できない場合には、「競争契約入札心得について」（昭和38年4月22日付け建設省発厚第5号）第6条第9号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

[1]予定管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者

[2]予定管理技術者と同等の技術者資格を有する者

[3]予定管理技術者と同等以上の業務成績平均点を有する者又は過去2年間の同種業務における業務成績平均点が60点以上である者

[4]手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

わ) 平成20年度以降に完了した業務について、担当した国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部発注業務（営繕事業及び港湾・空港関係を除く）の平均業務成績が2年連続で60点未満でないこと。

ただし、100万円以上の国土交通省及び沖縄総合事務局発注業務の実績がない場合は、この限りではない。

(3) 指名されるために必要な要件のため、添付を義務づけた技術資料等において、添付がなく、記載内容の確認できない場合は、書類不備により指名されるために必要な要件の確認ができないとして失格とする。

4-5. 入札参加者を選定するための基準

建設コンサルタント業務請負業者選定事務処理要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、下記の項目について評価し、指名するものとする。

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト
	資格要件	判断基準	
及び参加能力表明者（企業）の経験	技術部門登録	(様式-6) 下記の順位で評価する。 ①当該業務に関する部門の登録（土木関係建設コンサルタント業務にあつては建設コンサルタント登録、地質調査業務にあつては地質調査業者登録）有り、公益法人、独立行政法人、学校教育法に基づく大学、又はこれらと同等と認められる機関。 なお、上記に該当しない場合は加点しない。	①3

専門技術力	成果の確実性 (業務実績)	<p>(様式-2)</p> <p>過去10年度間の同種又は類似業務等の実績を下記の順位で評価する。</p> <p>①平成12年度以降に同種業務の実績がある。</p> <p>②平成12年度以降に類似業務の実績がある。</p> <p>なお、業務実績が無い場合は選定しない。</p> <p>記載する業務は最大2件とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1件につき1枚以内に記載する。</p>	<p>①5</p> <p>②3</p>
	成果の確実性 (業務成績)	<p>国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部発注（営繕・港湾空港関係を除く）の過去2年度間の土木関係建設コンサルタント業務のTECRIS平均評価点を下記の順位で評価する。</p> <p>① 80点以上</p> <p>② 75点以上80点未満</p> <p>③ 70点以上75点未満</p> <p>④ 65点以上70点未満</p> <p>⑤ 60点以上65点未満</p> <p>⑥ 60点未満</p> <p>なお、過去2年度間の100万円以上の国土交通省及び沖縄総合事務局発注業務の業務登録がないため、業務成績を評価できない場合には加点しない。</p>	<p>①28</p> <p>②22.4</p> <p>③16.8</p> <p>④11.2</p> <p>⑤ 5.6</p> <p>⑥選定しない</p>
	成果の確実性 (優良表彰)	<p>(様式-8)</p> <p>沖縄総合事務局開発建設部発注業務（営繕・港湾空港関係を除く）で、過去2年度間の業務のうち、優良業務表彰を受けた経験がある者を下記の順位で評価する。</p> <p>①局長表彰の実績あり</p> <p>②事務所長表彰の実績あり</p> <p>なお、上記に該当しない場合は加点しない。</p>	<p>①4</p> <p>②2.4</p>
	事故及び不誠実な行為	<p>(様式-7)</p> <p>沖縄総合事務局長から建設コンサルタント業務等に関し、過去1年間に以下の措置を受けている場合、下記の順位で評価を減ずる。</p> <p>①指名停止</p> <p>②文書注意</p>	<p>①-5</p> <p>②-3</p>

予定管理技術者の経験及び能力	資格要件	技術者資格等	(様式-3) 技術資格者を下記の順位で評価する。 ①技術士 (総合技術監理部門、又は建設部門) ②RCCM (河川、砂防及び海岸・海洋部門) なお、上記に該当しない場合は選定しない。	①8 ②4.8
	専門技術力	業務執行技術力 (業務実績)	(様式-3、様式-4) 過去10年度間の同種又は類似業務等の実績を下記の順位で評価する。 ①1) 平成12年度以降に同種業務の実績がある。 2) 同種又は類似業務に関する調査・計画業務の管理技術者の経験を有する、もしくは過去に高度な調査・検討業務をマネジメントした実務経験がある。(※) ②平成12年度以降に類似業務の実績がある。 ただし、照査技術者として従事した業務は除く。職務上従事した立場は管理技術者とする。 記載する業務は最大2件とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1件につき1枚以内に記載する。 なお、上記以外の場合は選定しない。	①10 ②6
	情報収集力	地域精通度	(様式-9) 平成12年度以降の当該事務所・周辺での業務実績の有無については下記の順位で評価する。完了・履行中については問わない。 ①開発建設部発注業務における業務受注実績あり。 ②沖縄総合事務局管内における業務実績あり。 ただし、照査技術者として従事した業務は除く。 なお、上記に該当しない場合は加点しない。	①10 ②6
予定管理技術者の経験及び能力	専門技術力	業務執行技術力 (業務成績)	国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部発注 (営繕・港湾空港を除く) の過去4年度間の土木関係建設コンサルタント業務のTECRIS平均評価点を下記の順位で評価する。 ① 80点以上 ② 75点以上80点未満 ③ 70点以上75点未満 ④ 65点以上70点未満 ⑤ 60点以上65点未満 ⑥ 60点未満 ただし、照査技術者として従事した業務は除く。職務上従事した立場は管理技術者とする。 なお、過去4年度間の100万円以上の国土交通省及び沖縄総合事務局発注業務の業務登録がないため、業務成績を評価できない場合には加点しない。	①28 ②22.4 ③16.8 ④11.2 ⑤5.6 ⑥選定しない

	優良表彰	(様式-3) 沖縄総合事務局開発建設部発注業務(営繕・港湾空港係を除く)で、過去4年度間の業務のうち、優秀技術者表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ①局長表彰の実績あり ②事務所長表彰の実績あり ただし、照査技術者として従事した業務は除く。職務上従事した立場は管理技術者とする。 なお、上記に該当しない場合は加点しない。	①4 ②2.4
	専任性の び手持ち業務金額及 件数	(様式-3) 下記の項目に該当する場合は選定しない。(未契約のものを含む) ・手持ち業務の契約金額が4億円以上、又は手持ち業務の件数が10件以上。 ただし、国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部所管業務において、調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、下記の項目とする。 ・手持ち業務の契約金額が2億円以上、又は手持ち業務の件数が5件以上。	—
業務実施体制	の 業務実施体制 の 妥当性	(様式-5) 下記の項目に該当する場合には選定しない。 ・主たる部分が再委託予定となっている。	—
参考見積り	—	(様式-11) ・本業務に関する見積りを提出すること。 また、見積りの提出がない場合には選定しない場合がある。	—

(※) マネジメントした実務経験とは、以下のいずれかの者に相当する程度の経験をいう。

- 1) 建設コンサルタント登録規定(S52.4.15 付け建設省告示第717号)第3条の一に該当する「河川、砂防及び海岸・海洋部門」の技術管理者。
- 2) 地方建設局委託設計業務等調査検査事務処理要領(H11.4.1 付け建設省厚契第31号)第6に該当する総括調査員若しくは主任調査員。
また、県、政令市において同等の調査職員として業務に従事した者も含む。

5. 担当部局

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1
 沖縄総合事務局開発建設部管理課契約第一係
 電話098-866-0031(内線2526)
 FAX098-861-3654

6. 参加表明書の提出等

本競争の参加希望者は、次に従い、参加表明書を提出しなければならない。支出負担行為担当官は、参加表明書を提出した者の中から競争入札に参加する者を指名する。次に従い参加表明書を提出することができる者は、参加表明書を提出する時において、4-1.(2)に掲げる一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けている者とする。

なお、受領期間内に参加表明書が提出場所に到達しなかった場合は、指名されない。また、指名されなかった場合には本競争に参加することはできない。ただし、4-1.(2)に掲げる一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない者も参加表明書を提出することが出来るが、開札の日において一般競争参加資格の認定を受けていなければならない。

- ・受領期間：平成22年10月13日(水)から平成22年10月22日(金)まで土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後17時15分まで
- ・提出場所：5.に同じ。
- ・提出方法：
 - イ) 電子入札システムによる場合
電子入札システムにより提出。ただし、3MBを超える場合は、郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)又は持参により提出する。
 - ロ) 発注者の承諾を得て紙入札方式による場合
郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)又は持参により提出する。

(1) 作成方法

電子入札システムにより参加表明書を提出する場合には、以下の点に留意すること。

- ① 配布された様式を基に作成を行うものとし、文字サイズは10ポイント以上、ファイル形式は、Microsoft Word2000形式以下、Microsoft Excel2000形式以下、Just System 一太郎 Ver. 10形式以下及びPDFファイル形式に限る。
- ② 複数の申請書類は、全てを一つのファイルにまとめ、契約書等印のあるものや図面等については、スキャナー等で読み込み本文に貼り付け、ファイル容量3MB以内とすること。(2つ以上のファイルは認めない。)申請書類は、極力ファイルに収めるものとするが、指定のファイル容量で入りきらない場合は必要書類一式(電子入札システムとの分割は認めない)を持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)とする。また、電子入札システムにより次の内容を記載した書面のみを送信すること。
 - ア) 郵送(持参)する旨の表示
 - イ) 郵送(持参)する書類の目録
 - ウ) 郵送(持参)する書類のページ数
 - エ) 発送年月日
- ③ 参加表明書表紙の押印は、電子認証書が実印と同様の機能を有するので、不要である。ただし、指定の容量を超えて郵送又は持参による場合は押印すること。

- ④ プリントアウト時に規定の枚数内となるように設定しておくこと。なお、送信された参加表明書のプリントアウトは白黒印刷で行う。

(2) 参考見積り

本業務に係る見積りについて、別添の特記仕様書に基づき、様式-11に記載の上、参加表明書と併せて提出するものとする。なお、当見積り結果等により採用する歩掛は、入札システムにおいて平成22年10月29日(金)に開示する。また、当資料については技術評価点に関係するものではない。

(3) 参加表明書の作成及び記載上の留意事項

① 参加表明書内容の留意事項

参加表明書について、記載された事項以外の内容を含む申請書、又は書面及び書式に示された条件に適合しない資料等については申請書を無効とする場合があるので注意すること。

なお、参加表明書の様式は、別添の様式1～11(A4版)に示すとおりである。

記載事項	内容に関する留意事項
企業の業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・参加表明書の提出者が過去に受注した業務実績について記載する。 ・4-4.(1)①に規定する業務に関する実績を対象とする。 ・平成12年度から21年度までに完了した業務を対象とする。 ・記載する件数は最大2件とする。 ・記載様式は様式-2とし、1枚以内に記載する。
予定管理技術者の経歴等	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定の管理技術者について、資格・業務経験等について記載する。 保有資格の資格証等の写しを添付すること。 ・手持ち業務は平成22年10月22日現在、国土交通省以外の発注者(国内外を問わず)のものも含めて全て記載する。 手持ち業務とは管理技術者又は担当技術者となっている500万円以上の他の業務とし、本業務以外の業務で配置予定技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし業務名の後に「特定済」と明記するものとし、参考見積金額を契約金額として記載する。 ・当該地域での業務実績について、記述している沖縄総合事務局管内で行った業務の実績を1件記載する。業務実績とは発注者の別、同種・類似などの業務種別に関わらず、当該地域で受託した全ての業務をいう。

	<ul style="list-style-type: none"> ・記載様式は様式－３とする。 ・参加表明書の提出者と「直接的な雇用関係」にあることを証明する資料（様式自由）
予定管理技術者の同種又は類似業務等の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定の管理技術者が過去に従事した「同種又は類似業務」の実績について記載する。 ・平成１２年度から２１年度末までに完了した業務を対象とする。 ・記載する件数は最大２件とする。 ・参加表明書以外が受託した業務実績を記載する場合は、当該業務を受託した企業名を記載すること。 ・記載様式は様式－４とし、１枚以内に記載する。
業務実施体制(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者などの技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。 ・記載様式は様式－５とする。
業務実施体制(2)	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定の管理技術者を記載する。 ・競争参加資格確認申請書の提出者以外の企業に所属する者を担当技術者とする場合には、実施体制(1)の欄に企業名等と分担業務の内容を記載すること。 ・本業務に従事予定の担当技術者の人数を記入すること。 ・記載様式は様式－５とする。
参考見積り	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務に関する見積りを提出すること。 また、見積りの提出がない場合には選定しない場合がある。 ・記載様式は様式－１１とする。

② 契約書の写し

業務の実績（企業要件）、又は同種又は類似の業務の実績（技術者要件）として記載した業務に係る契約書の写しを提出すること。ただし、当該業務が、財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）」に登録され業務の内容が確認できる場合は、契約書の写しを提出する必要はない。

③ 中立公平性が確認できる契約書若しくは資料の写しを添付すること

(4) 提出期限・提出場所及び提出方法

①提出期限：平成２２年１０月１３日（水）から平成２２年１０月２２日（金）までのうち、閉庁日を除く毎日「９時００分から１７時１５分まで」電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て持参あるいは郵送（書留郵便に限る）する場合は、平成２２年１０月２２日（金）１７時１５分までに必着とする。

②提出場所：5. に同じ。

③提出方法：参加表明書及び資料（技術資料を除く）の提出は電子入札システムによること。ただし、発注者の承諾を得て持参・郵送（書留郵便に限る）場合は、提出場所へ提出。FAXによるものは受け付けない。

(5) その他

参加表明書に関する問い合わせ先

5. に同じ。

(6) 関連資料

① 同種又は類似の業務の実績として記載した業務に係る契約書等の写しを提出すること。ただし、当該業務が、財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）」に登録されている場合は、契約書等の写しを提出する必要はない。

② 優秀技術者表彰又は優良業務表彰の実績が記載されている資料の写しを提出すること。

7. 非指名理由について

(1) 参加表明書を提出した者のうち、指名しなかった者に対して、指名しなかった旨及び指名しなかった理由（以下「非指名理由」という）を電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札方式による参加者に対しては、書面により通知する。

(2) 上記(1)の非指名通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、電子入札システムにより支出負担行為担当官に対して非指名理由について説明を求められることができる。また、書面により通知を受けたものは、書面（様式は自由）を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録の残るものに限る。）することにより、支出負担行為担当官に対して非指名理由について、次に従い説明を求められることができる。（様式自由）

①提出期限：競争参加資格がなかった旨の通知をした日の翌日から起算して5日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含まない。）後の17時15分。

②提出場所：5. に同じ。

③提出方法：電子入札システム若しくは書面にて

書面は持参又は郵送（書留郵便等の配達記録の残るものに限る）することにより提出するものとし、FAXによるものは受け付けない。

(3) 支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、提出期限の翌日から起算して5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

8. 入札説明書の内容についての質問の受付及び回答

(1) 入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式自由）により提出すること。

①提出期限：電子入札システムにより提出する場合は、平成22年10月13日（水）から平成22年11月18日（木）までのうち、閉庁日を除く毎日の9時00分から17時15分までとする。ただし、発注者の承諾を得て郵送する場合は、平成22年11月18日（木）17時15分までに必着とする。

②提出場所：5. に同じ。

③提出方法：電子入札システムにより提出すること。

ただし、発注者の承諾を得て持参・郵送（書留郵便に限る）する場合は、②の提出場所へ提出。

(2) 電子入札システムによる質問書の提出にあたっては、質問書に業者名（過去に受注した具体的な業務名などの記載により、業者名が類推される場合も含む）を記載しないこと。このような質問があった場合には、その者の行った入札を無効とすることがある。

紙入札による場合に限り、回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号を併記するものとする。

(3) (1) の質問に対する回答は、質問を受理した日から5日以内に質問者に対して電子入札システムにより回答を行う。ただし、書面により提出した者については書面あるいはFAXにて回答する。

①期間：回答の翌日から平成22年11月25日（木）までの閉庁日を除く毎日、9時00分から17時15分まで。

②場所：5. に同じ。

9. 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び業務の実施方針に対する技術提案をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記(2)総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

① 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は設計図書に基づき算出するものとする。

ただし、国の支払いの原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

② 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査及び業務完了後にコスト調査を行うものとする。

なお、本業務は「低入札価格調査及び詳細な低入札価格調査（試行）対象業務」

(以下、「低入札価格調査」という。)であり、低入札価格調査の詳細は入札説明書の別紙によるものとする。

- ③ 上記において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

(2) 総合評価の方法

① 評価値の算出方法

評価値の算出方法は以下のとおりとする。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

② 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{価格評価点} = (\text{価格評価点の配分点}) \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

なお、価格評価点の配分点は60点とする。

③ 技術評価点の算出方法

技術提案書の内容に応じ、下記ア)、イ)の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

なお、技術評価点の満点は60点とする。

ア) 予定技術者の経験及び能力

イ) 実施方針等

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{技術評価点} = (\text{技術評価点の満点 (60点)}) \times (\text{技術評価の得点合計} / \text{技術評価の配点合計})$$

- ④ 総合評価は入札者の申込みに係る上記ア)、イ)により得られた技術評価点と当該入札者から求められる価格評価点の合計値(評価値)をもって行う。

(3) 技術評価点を算出するための基準

技術提案書の内容について、評価項目、判断基準並びに評価のウェイトは以下のとおりとする。

① 予定技術者の経験及び能力

評価項目	評価の着目点		技術点
	資格要件	判断基準	管理技術者
経 予 定 技 術 者 の 験 及 び 能 力	資 格 要 件	(様式-3) 技術者資格を下記の順位で評価する。 ①技術士 (総合技術監理部門、又は建設部門) ②RCCM (河川、砂防及び海岸・海洋部門) なお、上記以外の場合は選定しない。	①3 ②1.8

専門技術力	業務執行技術力（業務実績）	<p>（様式－３、様式－４）</p> <p>過去 10 年度間の同種又は類似業務等の実績を下記の順位で評価する。</p> <p>① 1) 平成 1 2 年度以降に同種業務の実績がある。</p> <p>2) 同種又は類似業務に関する調査・計画業務の管理技術者の経験を有する、もしくは過去に高度な調査・検討業務をマネジメントした実務経験がある。（※）</p> <p>② 平成 1 2 年度以降に類似業務の実績がある。</p> <p>記載する業務は最大 2 件とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1 件につき 1 枚以内に記載する。</p> <p>ただし、照査技術者として従事した業務は除く。職務上従事した立場は管理技術者とする。</p> <p>なお、上記以外の場合は選定しない。</p>	<p>① 3</p> <p>② 1.8</p>
情報収集力	地域精通度	<p>（様式－ 9）</p> <p>平成 1 2 年度以降の当該事務所・周辺での業務実績の有無については下記の順位で評価する。完了・履行中については問わない。</p> <p>① 当該事務所における業務受注実績あり。</p> <p>② 沖縄総合事務局管内における業務実績あり。</p> <p>ただし、照査技術者として従事した業務は除く。</p> <p>なお、上記に該当しない場合は加点しない。</p>	<p>① 3</p> <p>② 1.8</p>
専門技術力	業務執行技術力（業務成績）	<p>国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部発注（営繕・港湾空港を除く）の過去 4 年度間の土木関係建設コンサルタント業務の TECRIS 平均評価点を下記の順位で評価する。</p> <p>① 80 点以上</p> <p>② 75 点以上 80 点未満</p> <p>③ 70 点以上 75 点未満</p> <p>④ 65 点以上 70 点未満</p> <p>⑤ 60 点以上 65 点未満</p> <p>⑥ 60 点未満</p> <p>ただし、照査技術者として従事した業務は除く。職務上従事した立場は管理技術者とする。</p> <p>国土交通省及び沖縄総合事務局発注業務の業務登録がないため、業務成績を評価できない場合には加点しない。</p>	<p>① 10</p> <p>② 8</p> <p>③ 6</p> <p>④ 4</p> <p>⑤ 2</p> <p>⑥ 選定しない</p>
	業務執行技術力（優良表彰）	<p>（様式－ 3）</p> <p>沖縄総合事務局開発建設部発注業務（営繕・港湾空港関係を除く）で、過去 4 年度間の業務のうち、優秀技術者表彰の経験について、下記の順位で評価する。</p> <p>① 局長表彰の実績あり</p> <p>② 事務所長表彰の実績あり</p> <p>ただし、照査技術者として従事した業務は除く。職務上従事した立場は管理技術者とする。</p> <p>なお、上記以外の場合は評価しない。</p>	<p>① 5</p> <p>② 3</p>

(※) マネジメントした実務経験とは、以下のいずれかの者に相当する程度の経験をいう。

- 1) 建設コンサルタント登録規定 (S52. 4. 15 付け建設省告示第 717 号) 第 3 条の一に該当する「河川、砂防及び海岸・海洋部門」の技術管理者。
- 2) 地方建設局委託設計業務等調査検査事務処理要領 (H11. 4. 1 付け建設省厚契第 31 号) 第 6 に該当する総括調査員若しくは主任調査員。
また、県、政令市において同等の調査職員として業務に従事した者も含む。

② 実施方針

評価項目	評価の着目点		技術点	
		判断基準	書面	ヒアリング
実施方針・ 実施フロー・ 工程表 その他 (様式-13)	業務理解度	業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	1 4	
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	7	
		業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	7	
	その他	業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。 なお、業務の目的の理解がされておらず、実施フローや工程表の妥当性が著しく劣る場合は、評価しない。	8	

(4) 技術提案書に基づく業務

実際の業務に際しては、総合評価に関する事項の業務計画について記載された内容に基づき、業務計画書作成及び実業務を行うものとする。

契約書に明記された技術提案書の内容が受注者の責により実施されなかった場合は、契約書に基づき補修の請求、又は補修に代え若しくは補修とともに損害の賠償の請求を行うことができる。また、業務成績評定の減点対象とする。

10. 技術提案書の提出等

(1) 作成方法

技術提案書の様式は、様式-12～様式-13に示されるとおりとする。なお、文字サイズは10ポイント以上とする。

業務の実施方針の記載にあたっては、1枚に記載すること。

(2) 技術提案書の無効

本説明書において記載された事項以外の内容を含む技術提案書、又は書面及び別

添の書式に示された条件に適合しない技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

(3) 技術提案書の作成及び記載上の留意事項

実施方針・業務フロー・工程計画	・業務の実施方針、業務フローについて簡潔に記載すること。 ・記載様式は様式－13とし、1枚以内に記載すること。
-----------------	--

(4) 既存資料の閲覧

技術提案書の作成に当たり、閲覧を希望する者は、事前に関覧の申込みを行うこと。
なお、申込みを行わない場合は、閲覧出来ない場合がある。

- ①資料 : ・過年度 (H19～20年度) の水文観測データ高度照査を実施した報告書
・水文観測データ品質照査の手引き (案) 沖縄総合事務局版 (H17.3月)
・水文観測所台帳

- ②閲覧場所 : 〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1
沖縄総合事務局 開発建設部 流域調整課
電話098-866-1913
FAX098-861-5274

- ③閲覧期間 : 技術提案書の提出期限の前日までの休日を除く毎日、9時から17時までとする。

(5) 提出期限、提出場所及び提出方法

提出期限 : 平成22年11月1日 (月) から平成22年11月12日 (金) 9時から17時15分まで。

提出場所 : 5. に同じ

提出方法 : 持参又は郵送 (書留郵便等の配達記録が残るものに限る。) すること。
なお、電子入札システムにおいて技術資料を提出する機能はないため、十分注意すること。

11. ヒアリング

(1) 以下の通りヒアリングを行う。

- ①実施場所 : 沖縄総合事務局開発建設部流域調整課
②実施予定日 : 平成22年11月15日 (月) ～11月16日 (火)
③ヒアリングの時間は別途通知する。
④出席者 : 予定管理技術者

(2) ヒアリングでは、技術提案書及び参加表明書に記載された以下の事項について質疑応答を行う。

- ①配置予定管理技術者の経歴について
②配置予定管理技術者の業務実績について
③取り組み姿勢 (業務の着眼点、実施方針) について

(3) ヒアリング時の追加資料は受理しない。

1 2. 入札及び開札に関する事項

(1) 締切日時

入札は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参すること。

①電子入札システムによる場合：平成22年11月25日（木） 17時15分

②紙により持参する場合：平成22年11月25日（木） 17時15分

受付場所：〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1

沖縄総合事務局開発建設部管理課

(2) 開札日時及び場所

平成22年11月26日（金） 10時00分

沖縄総合事務局開発建設部入札室

1 3. 入札方法等

(1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札を認められた者は、入札書を持参することもできる。郵送又は電送による入札は認めない。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とし、それまでに落札者がいないときは、予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。

1 4. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除。

(2) 契約保証金 免除。

1 5. 開 札

入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合（電子入札システムにより提出した場合は、立ち会い不要。）においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

1 6. 入札の無効

手続開始の公示に示した指名されるために必要な要件のない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札及び別冊沖縄総合事務局競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落

札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、支出負担行為担当官により指名された者であっても、開札の時に於いて指名停止を受けているものその他の開札の時に於いて4. に掲げる要件のないものは、指名されるために必要な要件のない者に該当する。

17. 手続における交渉の有無 無

18. 契約書作成の要否 要

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

19. 支払条件 前金払 無

20. 火災保険付保の要否 否

21. 関連情報を入手するための照会窓口

5. に同じ。

22. その他の留意事項

- (1) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊沖縄総合事務局開発建設部競争契約入札心得及び別冊契約書案を熟読し、別冊沖縄総合事務局開発建設部競争契約入札心得を遵守すること。
- (3) 参加表明書に虚偽の記載をした場合においては、参加表明書を無効とするとともに、指名停止を行うことがある。
- (4) 同種又は類似業務の実績については、我が国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあつては、我が国における同種又は類似業務の実績をもって判断するものとする。
- (5) 本業務を受注したコンサルタント及び、本業務を受注したコンサルタントと資本・人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請け負うことができない。
- (6) 提出期限までに参加表明書を提出しない者及び非指名通知を受けた者は、技術資料を提出できないものとする。
- (7) 参加表明書及び技術提案書の作成提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (8) 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。なお、提出された参加表明書及び技術提案書は、指名及び技術点の算定以外に提出者に無断で使用しない。また、提出された参加表明書及び技術提案書は公開しない。
- (9) 参加表明書の提出後において、原則として参加表明書及び技術提案書に記載された

内容の変更を認めない。また、参加表明書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

- (10) 電子入札システムは閉庁日を除く毎日、午前9時から午後5時まで稼動している。また、稼動時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼動時間を延長する場合は、電子入札施設管理センターホームページ「ヘルプデスク」コーナーの「緊急連絡情報」で公開する。

電子入札施設管理センターホームページ <http://www.e-bisc.go.jp>

- (11) システム操作上の手引書としては、国土交通省発行の「電子入札準備手順書」を参考とすること。「電子入札準備手順書」は、電子入札施設管理センターホームページでも公開している。

- (12) 障害発生時及び電子入札システム操作時の問い合わせ先は下記の通りとする。

- ・ システム操作・接続確認等の問い合わせ先
電子入札施設管理センターヘルプデスク 電話 03-3505-0514
電子入札施設管理センターホームページ <http://www.e-bisc.go.jp>

- ・ ICカードの不具合等発生時の問い合わせ先
各民間認証局に問い合わせること

ただし、申請書類、応札等の締切時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、沖縄総合事務局開発建設部管理課 電話098-866-0031(内線2526)へ連絡すること。

- (13) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、下記に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以降の入札手続に参加できなくなる等の不利益な取り扱いを受ける場合がある。

- ・ 参加表明書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）
- ・ 参加表明書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる）
- ・ 指名（非指名）通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる）
- ・ 辞退届受信確認（電子入札システムから自動発行）
- ・ 辞退届受付票
- ・ 日時変更通知書
- ・ 入札書受信確認票（電子入札システムから自動発行）
- ・ 入札書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる）
- ・ 入札締切通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる）
- ・ 再入札通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる）
- ・ 再入札書受信確認（電子入札システムから自動発行）
- ・ 落札者決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる）
- ・ 決定通知書
- ・ 保留通知書

・取止め通知書

- (14) 第1回目の入札が不調になった場合、再度入札に移行。再度入札の日時については、電子入札、紙により持参が混在する場合があるため、発注者から指示する。開札時間から30分後には発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。開札処理に時間を要し、予定時間を超えるようであれば、発注者から連絡する。
- (15) 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじへ移行する。くじの日時及び場所については、発注者から電話等により指示する。
- (16) 沖縄総合事務局における平成21・22年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格申請書を受理されていない場合も参加表明書を提出することができるが、その者が競争参加資格のある者として選定されるためには開札の日において、一般競争参加資格を認定されていなければならない。
- なお、平成21・22年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格を開札の日まで認定されていない場合、競争に参加する資格を有していない者のした入札に該当し、入札は無効とする。
- (17) 低入価格調査の適正な調査及び調査内容の実行を担保するための措置

① 虚偽説明等への対応

調査対象者が低入価格調査を経て契約を行った後に虚偽の資料提出又は説明を行ったことが明らかとなった場合は、開発建設部長は次の措置を講じるものとする。

ア) 業務の成績評定に厳格に反映する

イ) 過去5年以内にア)の措置を受けたことがあるなど悪質性が高い者に対しては、「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止の措置要領」（昭和60年8月6日付け総会計第642号）別表第2第15号により指名停止を行う。

② 結果の公表

低入価格調査を経て契約を行った場合は、調査結果を別に定めるところより公表するとともに、追加調査の資料-9を沖縄総合事務局開発建設部のホームページにおいて公表するものとする。

③ 契約後の取扱い

開発建設部長は、低入価格調査を経て契約を行った建設コンサルタント業務等については、調査で提出された資料等を調査職員に引き継ぐものとする。

調査職員は、仕様書で定められた業務計画書の内容ヒアリングを行うこととし、業務計画書の記載内容が調査の内容と異なる場合は、その理由等について確認を行うこととする。

また、「建設コンサルタント業務等に係る業務コスト調査等の実施について」に基づき、コスト調査を行うこととする。

参加表明書（１）

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

沖縄総合事務局開発建設部長

浦辺 信一 殿

提出者) 住所

電話番号

F A X

会社名 ○○建設コンサルタント (株)

代表者 役職名 氏名 印

作成者) 担当部署

氏名

F A X

E-mail

(設計共同体の場合は、以下のように記入すること)

住 所：共同体事務所の所在地

電話番号：共同体事務所の電話番号

F A X：共同体事務所の F A X

会社名：○○業務 △△・○○設計共同体

代表者：△△ (株) 役職名 氏名 印

○○ (株) 役職名 氏名 印

業務の名称 平成 2 2 年度 水文観測データ高度照査業務

平成 2 2 年 1 0 月 1 2 日付けで手続開始の公示のありました平成 2 2 年度 水文観測データ高度照査業務に係る指名競争に参加を希望します。

なお、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第98条において準用する予決令、第70条の規定に該当する者でないこと並びに参加表明書の内容については事実と相違ないことを誓約します。

注 1) 参加表明書として様式－１ から様式－ 1 1 までを提出してください。

注 2) 発注者の承諾を得て、紙入札方式による参加希望者は、返信用封筒として、表に提出者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金分（４３０円）の切手を貼った長 3 号封筒を参加表明書と併せて提出して下さい。

注 3) 紙入札方式による参加希望者は、代表者印を押印してください。

参加表明書（2）

平成 年 月 日

○指名されるために必要な要件（記入例）

1) 入札参加者に要求される資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
【記入例：該当していない】
- (2) 沖縄総合事務局の業務に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。
【記入例：土木関係建設コンサルタント業務登録あり】
- (3) 沖縄総合事務局長からコンサルタント業務に関し、指名停止を受けていないこと。
【記入例：指名停止期間中ではない】

・企業の平成12年度～21年度の同種又は類似業務実績等

会社名) _____

業務分類	
業務名	
TECRIS 登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	
技術的特徴	

注1) 業務分類には、入札説明書の4-4.(1)「参加表明書の提出者に対する要件」において定義した「同種業務」、「類似業務」のいずれかを記載する。

注2) 様式-3に記載した予定管理技術者の同種又は類似業務を重複して記載できる。

注3) **TECRIS** に登録されていない実績を記載した場合は、当該業務の契約書等の写しを添付すること。

・ 予定技術者の経歴等

〇〇技術者の経歴

①氏名 <small>ふりがな</small>		②生年月日			
③所属・役職					
④保有資格					
技術士 (部門: 分野:)		・登録番号:		・登録年月日:	
RCCM (部門:)		・登録番号:		・登録年月日:	
その他 (名称:)		・登録番号:		・取得年月日:	
⑤同種又は類似業務経歴 (〇件) TECRISに登録されていない実績を記した場合は、その業務を担当した事を証する業務計画書又は業務報告書等の該当部分の写しを添付すること。					
業務分類	業務名	発注機関		履行期間	
	TECRIS登録番号:				
⑥同種又は類似業務に関する調査・計画業務の管理技術者の経験を有する者、もしくは高度な調査・検討業務をマネジメントした実務経験を有する者。 (例えば、総括調査員または主任調査員に相当する程度の実務経験)					
業務分類	職務上の立場 (役職名)	機関名 (所属まで記載)		期間	
⑦手持業務の状況 (平成22年10月12日現在)、管理技術者、又は担当技術者となっている契約金額500万円以上 (ただし、国土交通省直轄及び沖縄総合事務局開発建設部業務において調査基準価格を下回る金額及び落札した業務は、業務名の先頭に [低] を付けて記載すること)					
業務名	職務上の立場	発注機関	履行期間	契約金額	
				(契約金額合計 万円)	
⑧平成18年度から平成21年度までに完了した業務の優秀技術者表彰の経歴 (沖縄総合事務局発注業務)					
⑨当該地域の業務実績 (地域精通度の評価) (1件)					
業務名	職務上の立場	発注機関	履行期間	履行対象地域	契約金額

注1) 業務分類には、入札説明書の4-4.(2)「配置予定管理技術者に対する要件」において定義した「同種業務」、「類似業務」のいずれかを記載する。【管理技術者の場合】
【「〇〇技術者」は、管理、担当技術者の各名称を記述する】

・ 予定技術者の同種又は類似経歴

〇〇技術者（氏名 ）

業務分類	同種（あるいは類似）業務
業務名	
TECRIS 登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	(〇〇技術者として従事)
業務の技術的特徴	
当該技術者の業務担当の内容	

注 1) 業務分類には、入札説明書の 4-4.(2)「配置予定管理技術者に対する要件」において定義した「同種業務」、「類似業務」のいずれかを記載する。【管理技術者の場合】

注 2) 業務の概要及び業務の技術的特徴については、具体的に記述すること。

注 3) 〇〇には、「管理」または「担当」技術者の各名称を記述する。

注 4) TECRISに登録されていない実績を記した場合は、その業務を担当した事を証する業務計画書又は業務報告書等の該当部分の写しを添付すること。

予定〇〇技術者の同種又は類似業務に関する、調査・計画業務をマネジメントした実務経験

業務分類	
経験の概要	

注 1) 業務分類には、入札説明書の 4-4.(2)「配置予定管理技術者に対する要件」において定義した「同種業務」、「類似業務」のいずれかを記載する。【管理技術者の場合】

【「〇〇技術者」は、管理、担当技術者の各名称を記述する】

・業務実施体制①

分担業務の内容	備考	割合

注1) 1社単独により、業務を実施する場合には記載する必要はない。設計共同体の場合においては、業務分担について記載するものとする。

注2) 設計共同体により業務を実施する場合は、備考欄に設計共同体の構成員である旨を記載するとともに、企業名等を記載すること。また代表者はその旨を記載すること。

注3) 他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄に再委託の具体的内容を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載し、割合欄に業務全体に占める再委託割合を記載すること。また、業務の主たる部分を再委託してはならない。

・業務実施体制②

	予定技術者名	所属・役職	担当する分担業務の内容
管理技術者			
(照査技術者)			
担当技術者	1) 2) 3)		

注1) 氏名にはふりがなをふること。

注2) 所属・役職については、技術提案書の提出者以外の企業等に所属する場合は、企業名等も記載すること。

・建設コンサルタント登録規定に基づく登録状況

登録部門 : ○○部門

登録年月日 :

登録番号 :

・その他

○事故及び不誠実な行為

参加表明書提出期限日から過去1年間に沖縄総合事務局長より、事故及び不誠実な行為等で文書注意以上の措置を受けている場合に、その概要を記入すること。

- ・平成20年度～21年度の企業の優良業務表彰の実績

業務分類	
TECRIS 登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	

・ 予定管理技術者の平成12年度～21年度の沖縄総合事務局管内における業務実績

業務分類	
TECRIS 登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	

注1) 発注機関は沖縄総合事務局及び沖縄総合事務局管内の地方自治体とする。

注2) 業務実績は代表的なものを1件記載する。

注3) 評価にあたっては北部ダム統管理事務所からの受注業務実績を重視する。

・企業の平成20年度～21年度の沖縄総合事務局管内における業務実績

業務分類	
TECRIS 登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	

注1) 発注機関は沖縄総合事務局及び沖縄総合事務局管内の地方自治体とする。

注2) 業務実績は代表的なものを1件記載する。

注3) 評価にあたっては北部ダム統合管理事務所からの受注業務実績を重視する。

業務内容・見積条件

注:打合せ協議、旅費及び委員謝金等に係る費用については発注者側の積算体系により算出するので、当該見積りには含まないものとする。

1. 計画準備

項目	規格・条件	単位	直接人件費			備考
			主任技師	技師(A)	技師(B)	
(1)計画準備		式				

※ 1式当りの歩掛見積を作成して下さい。

2. 水文観測データ高度照査

項目	規格・条件	単位	直接人件費			備考
			主任技師	技師(A)	技師(B)	
直接人件費		式				
資料収集整理	対象2事務所	式				
高度照査AQC	雨量21.水位14ヶ所	式				
高度照査MGC		式				
水位流量曲線	流量11ヶ所	式				

※ 1式当りの歩掛見積を作成して下さい。

3. 水文観測検討会資料作成等

項目	規格・条件	単位	直接人件費			備考
			主任技師	技師(A)	技師(B)	
直接人件費		式				
資料作成		式				
委員会出席	1回	式				

※ 1式当りの歩掛見積を作成して下さい。

4. 報告書作成

項目	規格・条件	単位	直接人件費			備考
			主任技師	技師(A)	技師(B)	
直接人件費		式				
報告書作成		式				

※ 1式当りの歩掛見積を作成して下さい。

5. 印刷製本費

項目	規格・条件	単位	直接経費		備考
			数量	金額	
直接経費		式	1		
報告書印刷製本費	1部	式	1		
電子媒体作成費	2部	式	1		

6. 技術経費率

項目	単位
技術経費率	%

技術提案書

業務の名称 平成22年度 水文観測データ高度照査業務

履行期間 契約締結の翌日～平成23年3月31日

標記業務について、技術提案書を提出します。

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

沖縄総合事務局開発建設部長

浦辺 信一 殿

提出者) 住 所

電話番号

会 社 名

代 表 者

役職名

氏名

印

作成者) 担当部署

氏 名

F A X

E - mail

注) 紙入札方式による場合は代表者印を押印して下さい。

平成22年度 水文観測データ高度照査業務 特記仕様書

第一章 総測

第1条 適用

本特記仕様書は、沖縄総合事務局が発注する「平成22年度水文観測データ高度照査業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

第2条 契約条件の遵守

本業務は、本特記仕様書による外「設計業務等共通仕様書(平成16年12月沖縄総合事務局)」、及び契約書、関係法規等に基づいて実施するものとする。

第3条 用語の定義

本特記仕様書に記載してある甲とは発注者をいい、乙とは受注者をいう。

第4条 必要事項の補充

本業務を実施するにあたっては、現場説明事項等に明記なき事項についても必要なものが生じた場合は、調査職員と協議のうえ対処するものとする。

第5条 疑義等

本特記仕様書に記載のない事項及び業務遂行に当たり疑義が生じた場合には、甲と乙の協議により定めるものとする。

第6条 成果帰属

乙は本業務に関するすべての事項について機密を厳守し、他に漏らしたり転用してはならない。

第7条 一括再委託等の禁止

乙は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2. 乙は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を甲に提出し承諾を得なければならない。

なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

3. 前項の規定は、受注者がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときは、適用しない。

4. 第2項のなお書きの規定は、軽微な変更該当するときには、適用しない。

5. 乙は、第2項の承諾を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、第3項の軽微な業務を除き、あらかじめ当該複数段階の再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面（以下「履行体制に関する書面」という。）を甲に提出しなければならない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とする。

6. 乙は、前項の場合において、甲が契約の適正な履行の確保のため必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

第8条 管理技術者

管理技術者は、共通仕様書の定めのほか技術士、RCCMについては下記も満たす者とする。

1. 平成13年度以降の技術士試験合格者の場合には、13年以上の実務経験を有し、かつ同種又は類似業務の実績を有する者。
2. 技術士、RCCMいずれの場合も、同種又は類似業務等の実績を有する者。

第9条 担当技術者

1. 担当技術者とは、管理技術者のもとで業務を担当するもので、乙が定めた者をいう。
2. 乙は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合には、その氏名その他必要な事項を調査職員に提出するものとする。
なお、担当技術者が複数にわたる場合は3名までとする。
3. 担当技術者は、設計図書に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

第10条 業務カルテの登録について

乙は、契約時又は変更時において、請負金額が500万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し、調査職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関発行の「業務カルテ受領書」が届いた際は、その写しを直ちに調査職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

なお、乙が公益法人の場合もこれに従うものとする。

第11条 不足事項の充足

本特記仕様書は、本業務に必要な諸元及び資料のうち主要な事項のみを示したものであるから、これらに記載していない事項についても、技術上必要と認められるものについては、責任をもって充足しなければならない。

第12条 関係法規の遵守

関係法規等の遵守については、違反のないように充分注意しなければならない。

第13条 契約変更対象業務

本業務の内容は、別紙数量総括表のとおりとするが、この数量に変更が生じた場合は契約変更の対象とする。

第14条 準拠すべき図書

本照査において準拠すべき図書は下記のとおりとする。

1. 水文観測業務規程(事務次官通達 平成14年4月22日改定)
2. 水文観測業務規程細則(河川局長通達 平成14年4月22日改定)
3. 水文観測データ品質照査要領(平成14年4月22日 国河環第10号)(以下品質照査要領という)
4. 水文観測データ品質照査の手引き(案)沖縄版(平成17年3月)(以下「手引き案」という)
5. 水文観測データ統計処理要領(平成14年7月24日 国河環第39号)(以下統計処理要領という)
6. 平成14年度版水文観測(国土交通省河川局監修(独)土木研究所編著)
7. その他関連法規、準拠基準、関連図書

第二章 業務内容

第15条 業務の目的

本業務は、水文観測データ（雨量、水位、流量）の品質を確保するため、観測データの高度照査を行うとともに、沖縄総合事務局が設置する検討会による観測データの審議に係わる資料作成等を行うものである。

第16条 業務内容

本業務の内容は以下のとおりとする。

1. 計画準備

本仕様書に明記された事項の把握を行うとともに、本業務実施にあたっての方針及び工程を検討し、業務計画書を立案し作成すること。

2. 資料収集・整理

観測データの照査にあたって、照査対象観測所の観測野帳、観測データ、観測流量表、水位流量曲線計算書、水位流量曲線図、観測所台帳、河川縦横断面図等の収集整理等を行う。

照査対象観測所は、雨量 21 観測所、水位 14 観測所及び流量 11 観測所を想定している。詳細については、調査職員と協議するものとする。

3. 高度照査の実施

高度照査システムを用いて、以下の高度照査に係る項目について照査を行う。高度照査に必要なシステム及びプログラムは、請負者が用意するものとする。

照査にあたっては、観測所の状況及び観測野帳、さらに沖縄における地域特性等について吟味のうえ実施するものとする。

また、品質管理組織の審議において再照査の指示がなされたとき等、あるいは調査職員が必要と認めるときは、再照査を実施する。追加作業が生じた場合は、甲乙協議により、変更契約の対象とする場合もある。

検出された異常値の疑いのあるデータは、観測施設の保守点検記録、近隣観測所の観測データ等との比較により正常値・異常値を判断し、必要に応じてデータの補填・修正等を行う。

データ（標準照査済み）の照査対象期間は平成 22 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までのデータとする。標準照査済みデータの引き渡しについて、1 月から 6 月分の wisef データは契約後速やかに受注者へ提供する。また、7 月から 12 月分の wisef データは平成 23 年 1 月末に受注者へ提供する。

<高度照査>

- ・近隣雨量の日雨量相関（要領 18 条、照査の手引き（案）5-1）
- ・近隣観測所の総雨量相関（要領 19 条、照査の手引き（案）5-2）
- ・水位の急激な増減（要領 21 条、照査の手引き（案）5-4）
- ・水位流量曲線の妥当性（要領 24 条、照査の手引き（案）5-7）
- ・その他、調査職員が指示する事項

※要領とは「水文観測データ品質照査要領」、照査の手引き（案）は「水文観測データ品質照査の手引き(案)」をいう。

4. 水文観測検討会の資料作成等

高度照査の結果については、水文観測業務規程細則第 24 条に基づく品質管理組織である「沖縄総合事務局 水文観測検討会（以下、検討会）」から指導・助言を得ることとしており、この審議資料の作成、検討会での資料説明を実施するものである。なお、検討会の審議結果を踏まえて、水文水質データベースの更新に必要な確定値データを、速やかに電子媒体で提出するものとする。

また、検討会の開催は 1 回 2 時間程度を想定し、会場準備・会議運営は発注者が行う。

5. 報告書作成

本業務の成果を報告書してとりまとめる。

6. 打合せ協議

本業務を遂行するにあたり、打合せは下記の区切りにおいて行うものとし、回数は2回とする。

ただし、調査職員又は管理技術者が必要と判断した時は、調査職員と協議の上、打合せ回数を変更できるものとする。なお、業務着手時及び業務完了時には原則として管理技術者が立会うものとする。

- 1) 業務着手時
- 2) 業務完了時

第17条 技術提案の履行

受注者は、提出した「技術提案書」に基づき適切に業務を遂行するものとする。なお、業務計画書に反映する技術提案については、調査職員と協議の上記載するものとする。

第三章 その他

第18条 低価格による受注に関する調査等

予算決算及び会計令第85条の基準（昭和62年2月10日開管理第83号及び平成6年6月30日開管理第332号）に該当する入札を行った者は、契約担当官等の行う業務履行体制等に関する調査に協力しなければならない。

第19条 電子納品

1. 本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計などの各業務段階の最終成果電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「土木設計業務等の電子納品要領（案）（H20.5）：（以下、「要領」という。）」に基づいて作成した電子データを指す。電子納品の運用にあたっては、「電子納品に関する手引き（案）【業務編】開発建設部（H18.1）」（以下、「電子納品手引き」という。）を参考にするものとする。
2. 業務着手時に電子納品を円滑に行うため、受発注者間で事前協議を行い、速やかに協議の結果を調査職員に提出すること。また協議結果は電子成果品 REPORT フォルダに格納すること。
3. 電子媒体に保存する1つのファイル（報告書ファイル）容量については、原則として10MB以下とするが、これにより難しい場合は調査職員と協議すること。
4. 電子成果品提出の際には、必ず以下を確認すること。
 - 1) 電子納品・保管管理システムのチェックシステム（国土技術政策総合研究所）によるチェックを行い、エラーがないことを確認。
 - 2) ウィルス対策の実施。
5. 電子成果品は、「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体（CD-R）で2部提出する。「要領」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は調査職員と協議のうえ、電子化の是非を決定する。

第20条 成果品

本業務の成果品は、以下のとおりとする。

- (1) 電子媒体（CD-R） 2部
- (2) 報告書（A4、キングファイル綴じ） 1部
- (3) その他調査担当職員が指示するもの 1式

なお、受託者は本業務に関する権利（著作権法第21条から第28条）を委託料が完済された時点をもって委託者に移転する。

